

内 共 第 7 号

第 5 種 共 同 漁 業 権

共同漁業権遊漁規則

日 田 漁 業 協 同 組 合

日田漁業協同組合内共第7号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、日田漁業協同組合が免許を受けた内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、おいかわ（はえ）、うぐい、あまご、スッポンをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を得なければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合は、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合又は、第10条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれイ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

(ア) 漁具 漁法	(イ) 規 模
うなぎうけ（鰻筒付）	直径(口径)10cm 長さ1m以内

2 次の表のア欄に掲げる水産動植物は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法によってこれを採捕してはならない。

(ア)水産動植物	(イ) 漁具 漁法
全魚種	建網 投網 たも網、すくい網 うけ やな漁 う飼 火光利用 だるまうけ はえなわ なげ針（ごろびき）

3 夜間の釣は全面禁止とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

(ア) 魚 種	(イ) 期 間
あ ゆ	5月20日から12月31日までの間
え の は	3月 1日から 9月30日までの間
わかさぎ	10月1日から 3月31日までの間

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

(ア) 魚 種	(イ) 全 長
こ い	20cm 以下
う な ぎ	25cm 以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が高校生以下のときは、無料。肢体不自由者のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料				
あ ゆ	手釣、竿釣、 友釣り	1日 3,100円	1年 6,200円	-	-	-
スッポン	つけ針 1人20個			-	-	-
こい、えのは	手釣、竿釣	1年 10,200円	1年 6,200円	1日 1,100円	-	-
わかさぎ	手釣、 竿釣2本			1日 500円	-	-
ふな、おいかわ (はえ)、うぐい	手釣、竿釣			1年 3,600円	1年 3,600円	1日 300円 1年 2,100円
うなぎ	うなぎうけ 1人5個 つけ針 1人20個 うなぎ刺し漁 全面禁止	1年10,200円				

2 舟又はボートを使用する場合は、前項の遊漁料に加え、次に定める額を納付することとする。

種 類	料 金	備 考
手漕ぎ舟・ボート1隻	1年 5,100円	大山ダム湖・松原ダム湖（梅林湖）に限る。
エンジン付き舟・ボート (電機モーター付き舟・ボートを含む。) 1隻	1年 8,200円 1日 3,100円	松原ダム湖（梅林湖）に限る。

- 3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム又は当該遊漁をする場所において漁場監視員に上記遊漁料を納付しなければならない。但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する場合の遊漁料は、上記遊漁料に500円を加算した額とする。

販売店	住所
日田漁業協同組合事務所	日田市大字高瀬字小シマ1166-3
釣具のまつお	日田市中釣町759-1
大倉釣具店	日田市竹田新町5-4
田中釣具店	日田市吹上町10-46
民宿ひろしげ	日田市前津江町柚木1193-7
黒木酒店	日田市大字小野殿町4205
鳥たつ	日田市天瀬町桜竹667-4
来々軒	日田市三本松1丁目13-24
おすそわけ野菜のレストラン松原	日田市大山町西大山8492-1
かめや釣具 大分萩原店	大分市萩原2丁目2-26
釣具のポイント鳥栖店	佐賀県鳥栖市藤木町若桜4-10 鳥栖商工団地内
釣具のキャスティング福岡店	福岡県福岡市博多区東那珂2丁目3-53

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 発行年月日
- (8) 発行者名
- (9) 注意事項
 1. 組合本業者の営業を妨げないこと
 2. 本証は、遊漁中必ず携行すること
 3. 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない
 4. 組合の定めた魚族の増繁殖漁場では管理者の指示によること
 5. 遊漁者が規則に違反すると、遊漁を停止又は拒絶することがある
 6. たも網、なげ針は全面禁止
 7. 大分県漁業調整規則及び内共第7号遊漁規則により下記期間採捕を禁ず
 あ ゆ 1月 1日から5月19日まで
 えのは 10月 1日から2月 末日まで
 わかさぎ 4月 1日から9月30日まで
 8. 夜釣は全面禁止 正組合員の漁業の妨げをしてはならない
 9. 次に掲げる区域内においては、水産動物の採捕をしてはならない

禁 漁 区（大分県漁業調整規則第41条に定める区域）

筑後川 日田市石井発電所放水口下流の端より195度の線から上流80m、下流200mの間

玖珠川 日田市天瀬町女子畑取水口えん提上流端から60m、下流190mの間

大山川 日田市大山町下釣女子畑発電所大山取水口えん提上流端より下流100mの間

有田川 日田市有田川原田若宮井堰上流端より上流150mの間

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章、帽子をつける。

（1）氏名、住所

（2）有効期間

（3）発行者名

（4）注意事項

1. 監視員は、法令規則に従い違反漁業の防止に努める。

2. 監視員は、漁場の励行に関し必要な指示を行うことができる。

3. 監視員は、漁場の管理に留意し魚族の増繁殖に努める。

4. 勤務中発生した違反事項についての措置。

ア. 法令規則違反の者は、急を要するものは直ちに警察署に連絡し、又組合に報告する。その他のものは、適切なる措置をとり組合に報告すること。

イ. 遊漁規則に反するものは、適切なる措置をとり組合に報告すること。

5. 監視員は、遊漁承認証を携帯せず遊漁する者から規定の料金を徴収することができる。

6. 監視中は、必ず本証を携帯すること。

（違反者に対する措置）

第10条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又はその以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則 この規則は、許可の日から施行する。

（平成16年1月1日認可）

附 則2 この規則は、許可の日から施行する。

（平成16年12月17日認可）

- 附 則 3 (1) この規則は、平成22年4月1日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成21年8月19日認可)
- 附 則 4 (1) この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成26年1月1日認可)
- 附 則 5 (1) この規則は、平成27年3月13日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(平成27年3月13日認可)
- 附 則 6 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年2月21日認可)
- 附 則 7 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(平成30年1月31日認可)
- 附 則 8 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、えのはについては令和2年3月1日からとする。
(令和元年8月13日認可)
- 附 則 9 (1) この規則は、令和6年1月1日から施行する。
(2) この規則の施行前においては、なお従前の例による。
(令和 年 月 日認可)